

(別添1) 信州の環境にやさしい農産物認証要綱 新旧対照表

改正後	改正前				
平成 20 年 10 月 10 日 20 農技第 358 号農政部長通知 一部改正 平成 21 年 11 月 10 日 21 農技第 433 号農政部長通知 一部改正 平成 21 年 12 月 16 日 21 農技第 466 号農政部長通知 一部改正 平成 24 年 11 月 21 日 24 農技第 422 号農政部長通知 一部改正 平成 25 年 12 月 16 日 25 農技第 454 号農政部長通知 一部改正 平成 28 年 10 月 20 日 28 農技第 396 号農政部長通知 一部改正 令和 2 年 12 月 21 日 2 農技第 475 号農政部長通知 <u>一部改正 令和 7 年 12 月 5 日 7 農技第 578 号農政部長通知</u>	平成 20 年 10 月 10 日 20 農技第 358 号農政部長通知 一部改正 平成 21 年 11 月 10 日 21 農技第 433 号農政部長通知 一部改正 平成 21 年 12 月 16 日 21 農技第 466 号農政部長通知 一部改正 平成 24 年 11 月 21 日 24 農技第 422 号農政部長通知 一部改正 平成 25 年 12 月 16 日 25 農技第 454 号農政部長通知 一部改正 平成 28 年 10 月 20 日 28 農技第 396 号農政部長通知 一部改正 令和 2 年 12 月 21 日 2 農技第 475 号農政部長通知 <u>(新設)</u>				
(目的) 第 1 条 (略)	(目的) 第 1 条 (略)				
(定義) 第 2 条 この要綱において、「信州の環境にやさしい農産物」とは、土壤診断に基づく適正な土づくりを行った場において、化学肥料（肥料のうち化学合成されたものをいう。）を「地域慣行施肥量」の 50%以上削減し、化学合成農薬（有機農産物の JAS 規格で使用可能な農薬及び別表 1 に定める農薬を除く。）を「地区農薬使用回数」の原則 50%以上削減した方法で生産された農産物をいう。 2 この要綱において、「認証」とは、別に定める「信州の環境にやさしい農産物認証基準」（以下「認証基準」という。）に適合した農産物を、知事が認証することをいう。	(定義) 第 2 条 この要綱において、「信州の環境にやさしい農産物」とは、土壤診断に基づく適正な土づくりを行った場において、化学肥料（別表 1 に定める肥料及び土壤改良資材を除く。）を「地域慣行施肥量」の 50%以上削減し、化学合成農薬（別表 2 に定める農薬を除く。）を「地区農薬使用回数」の原則 50%以上削減した方法で生産された農産物をいう。 2 この要綱において、「認証」とは、別に定める「信州の環境にやさしい農産物認証基準」（以下「認証基準」という。）に適合した農産物を、知事が認証することをいう。				
第 3 条～第 12 条 (略)	第 3 条～第 12 条 (略)				
附 則 この要綱は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。 この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。 この要綱は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。 この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。 この要綱は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。 この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。 <u>この要綱は、令和 7 年 12 月 5 日から施行する。</u>	附 則 この要綱は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。 この要綱は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。 この要綱は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。 この要綱は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。 この要綱は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。 この要綱は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。 この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。 <u>(新設)</u>				
(削除)	<p>別表 1 (要綱第 2 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">肥料及び土壤改良資材</th><th style="text-align: center; width: 50%;">基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </tbody> </table>	肥料及び土壤改良資材	基 準	(略)	(略)
肥料及び土壤改良資材	基 準				
(略)	(略)				

別表1 (要綱第2条関係)

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、最新の登録内容を必ず確認してください。

別表2 (要綱第2条関係)

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	重曹：特定農薬に該当するものに限ること。
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	
生石灰	
天敵等生物農薬	
性フェロモン剤	ボルドー剤調製用に使用すること。 ボルドー剤調製用に使用すること。 土着天敵：特定農薬に該当するものに限ること。 農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
二酸化炭素くん蒸剤	
ケイソウ土粉剤	
食酢	保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 特定農薬に該当するものに限ること。
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
エチレン	特定農薬に該当するものに限ること。
電解次亜塩素酸水	特定農薬に該当するものに限ること。
ポリオキシン（微生物由来天然物質資材）	
カスガマイシン（微生物由来天然物質資材）	
バリダマイシン（微生物由来天然物質資材）	

※ 記載されている農薬の使用に当たっては、最新の登録内容を必ず確認してください。